

第12編 農業共済組合等の登記

第1章 設立の登記

第1節 農業共済組合等の設立手続

第1 概 説

農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下本編において「農災法」という。）は、農業者が不慮の事故によって受けることのある経済上の損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として（農災1）制定されたものであり、農業災害補償は、農業共済組合又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区。以下本編において同じ。）の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業及び政府の行う再保険事業又は保険事業によって構成されている（農災2）。

農災法による設立が認められている法人には、原則として1又は2以上の市町村を区域とする農業共済組合と都道府県を区域とする農業共済組合連合会とがあり（農災5）、これらは、農業共済団体と総称されている（農災3）。農業共済団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立することとされている（農災28）。

第2 設立手続

1. 定款の作成等

農業共済組合（以下本編において「組合」という。）を設立するには農災法第15条第1項に規定されている者15人以上が、農業共済組合連合会（以下本編において「連合会」という。）を設立するには2以上の組合又は農災法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村（以下本編において、これらを総称して「組合等」という。）が、それぞれ発起人とな

ることが必要である（農災20）。組合を設立する場合には、発起人はあらかじめ組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、設立準備会の開催日の2週間前までに、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない（農災21Ⅰ，Ⅲ）。これに対し、連合会を設立する場合には、区域及び組合員資格が法定（農災5Ⅱ，15Ⅲ）されているので目論見書の作成は不要とされているが、発起人が設立準備会の開催日の2週間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、設立準備会を開かなければならない点は同様である（農災21Ⅱ，Ⅲ）。

公告の方法について別段の定めはないが、なるべく多数の利害関係者に周知することができるような方法でしなければならない。設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者（組合を設立する場合にあっては、法人及び農災法第15条第1項第8号に規定されている団体（以下本編において「農業共済資格団体」といい、法人及び農業共済資格団体を総称して「法人等」という。）を除き、出席した組合員たる資格を有する法人等の業務を執行する役員を含み、連合会を設立する場合にあっては、出席した組合員たる資格を有する組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員である。）の中から、15人以上の定款及び共済規程又は保険規程の作成に当たるべき者（以下「定款等作成委員」という。）を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済掛金又は保険料その他の共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項を定めなければならない（農災22Ⅰ，Ⅱ）。この設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格を有する者（組合を設立する場合にあっては、目論見書に定める組合員たる資格を有する者）の過半数の同意をもって決定される（農災22Ⅲ）。

2. 創立総会

定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程を作成したときは、

発起人は、創立総会の2週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない（農災23Ⅰ、Ⅱ）。ただし、組合を設立する場合には、農災法第16条第2項第1号の農作物共済加入資格者の総数の3分の2以上の同意がなければ、創立総会を開くことができない（農災23Ⅰただし書）。定款及び共済規程又は保険規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない（農災23Ⅲ）。この場合、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定を除き、定款及び共済規程又は保険規程を修正することができる（農災23Ⅳ）。このほか、創立総会では、定款の定めるところにより、設立当時の役員（理事5人以上、監事2人以上）を選挙し、又は選任し、その任期（期間は、1年を超えることができない。）を定めなければならない（農災31Ⅱ、Ⅲ、Ⅹ、32Ⅱ）。

この設立当時の理事は、設立の同意者（組合にあっては法人等たる同意者を除き、同意者たる法人等の業務を執行する役員を含み、連合会にあっては同意者たる組合の組合員又は農災法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係を有する者（以下本編において、これらを総称して「組合員等」という。）で法人等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員である。）でなければならない（農災31ⅩIただし書）。創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決定する（農災23Ⅴ）。この申出をした者は、各々1個の議決権及び役員を選挙権を有し、書面又は代理人によりその行使が認められ、その議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなされる（農災23Ⅵ、Ⅶ、17Ⅰ、18Ⅲ。なお、代理人による議決権の行使方法については、18Ⅳ参照。）。また、書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものを

いう。)により行うことができる(農災18Ⅱ)。組合及び連合会(以下本編において「農業共済団体」という。)と特定の組合員との関係について決議をする場合には、その組合員は、議決権を有しない(農災18の2)。

創立総会が終了したときは、創立総会の議長が議事録を作成することを要し、この議事録には、開会の日時及び場所、設立同意者及びその議決権の総数並びに出席者及びその議決権の総数、議事の要領並びに決議した事項及び賛否の数を記載し、議長及び出席した設立の同意者2人以上が署名又は記名押印をしなければならない(農災規則3Ⅱ、9)。

3. 設立の認可

発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款、共済規程又は保険規程及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない(農災24Ⅰ)。

この申請書を提出すべき行政庁は、組合等にあつては都道府県知事、連合会にあつては農林水産大臣である(農災145の2)。ただし、第53条の2の合併の場合は、組合も農林水産大臣に申請書を提出しなければならない。

設立の認可の申請があつたときは、行政庁は、設立の手續又は定款、共済規程若しくは保険規程若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分違反せず、かつ、その事業が健全に行われ、公益に反しない限り、認可しなければならない(農災25)。そして、行政庁は、申請書を受理した日から2か月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならないが、この期間内に通知を発しなかつたときは、原則として、当該期間の満了の日に設立の認可があつたものとみなされる(農災26Ⅰ、Ⅱ)。

4. 発起人から理事への事務の引渡し

設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない(農災27)。この引渡しにより発起人はその任

務を終了し、理事が設立中の組合又は連合会の機関としてその事務を担当することになる。

5. 設立の登記

行政庁による設立の認可があった場合は、認可があった日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない（農災59 I）。農業共済団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立し、法人格を取得する（農災28）。その結果、発起人又は理事が設立のため必要な行為によって取得し、又は負担した権利義務は、当然農業共済団体に帰属することとなる。

第2節 定款の作成

第1 定款の作成と認可

定款は、設立準備会で選任された定款等作成委員が共同して作成することを要し、定款には法定の事項を記載しなければならない（農災29）。定款は、創立総会で承認の決議が必要であり（農災23Ⅲ）、発起人が創立総会終了後、共済規程又は保険規程及び事業計画書とともに行政庁に提出し、設立の認可を受けなければならない（農災24 I）。農業共済団体が成立した後に定款を変更しようとするときは、総会の特別決議（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議をいう。以下同じ。）が必要であり、かつ、行政庁の認可がなければ、定款変更の効力が生じない（農災43 I ①、44の2 ①）。

第2 定款の記載事項

定款の記載事項には、原始定款に必ず記載しなければならない事項、すなわち、その事項を1つでも欠いた場合には定款が無効となる絶対的記載事項、当該事項を定めるには必ず定款に記載しなければその事項が効力を生じないとされている相対的記載事項及び強行法規に反しない範囲で自治的に定款で定めることのできる任意的記載事項の3種がある。

1. 絶対的記載事項

農災法第29条第1項に掲げる事項は、絶対的記載事項であり、列挙すれば、次のとおりである。

(1) 目的（農災29 I ①）

定款の絶対的記載事項として、別途、共済事業又は保険事業の種類を記載しなければならないこと（農災29 I ⑥）及び定款とは別に共済規程又は保険規程を作成しなければならないこと（農災23 I）からすれば、「目的」としては、後掲「定款の記載例」の「目的」のように抽象的に記載すれば足り、具体的な事業内容についての記載は要しないものと考えられる。

(2) 名称（農災29 I ②）

当該農業共済団体の名称である。

なお、組合又は連合会の名称中には、農業共済組合又は農業共済組合連合会という文字を用いなければならない（農災4 I）。

(3) 区域（農災29 I ③）

区域は、組合員たる資格を定める前提として意味があり、また、監督行政庁を決定する基準ともなる。農業共済団体の区域を行政区画の名称で表示している場合、行政区画の変更があっても、法令等に別段の定めがない限り、区域には変動は生じない。この場合、法人の区域と定款又は登記簿の表示を一致させるには、定款変更等所要の手続を採らなければならない。

(4) 事務所の所在地（農災29 I ④）

事務所とは、主たる事務所及び従たる事務所の双方を含むものであり、所在地とは、事務所の所在する最小行政区画（市区町村）を指すから、所在地番まで記載することを要しない。

なお、従たる事務所の所在地は、必ず記載しなければならないものではなく、これを設けたときに記載すればよい。

(5) 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定（農災29 I ⑤）

農災法第15条、第16条及び第19条の規定に従って記載する。

(6) 共済事業又は保険事業の種類（農災29 I ⑥）

組合にあっては農災法第83条に掲げる共済事業のうち組合が行う共済事業の種類を、連合会にあっては農災法第121条に定める保険事業の種類をそれぞれ記載する。

(7) 役員の数及び選挙又は選任に関する規定（農災29 I ⑦, II, III）

役員の数については、農災法第31条第2項でその最低限を規定しているが、農業共済団体の規模の大小により役員の員数には相違があつて差し支えなく、具体的な定数については定款で定めることとされている。また、役員の選出を選挙によるか、又は選任によるかは、定款に明記すべきである（農災31X）。

選挙については、基本的事項は法律で定められている（農災31）が、このほか選挙に関する重要な事項（選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、投票、開票及び当選に関する事項等）を記載する（農災31Ⅲ）。役員の選任に関する事項としては、議決権の行使の方法等がある。選挙又は選任に関する規定は、一般には定款の附属書たる役員選挙規程又は役員選任規程として、一括して記載されているようである。

(8) 準備金の額及びその積立ての方法（農災29 I ⑧）

責任準備金（農災100, 132）、不足金填補準備金（農災101, 132）の額及びその積立ての方法を記載する。

(9) 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定（農災29 I ⑨）

(10) 公告の方法（農災29 I ⑩）

公告の方法については、法律上特に規定されていないから、各農業共済団体の実情に応じて、特定の新聞への掲載、特定の場所での掲示、組合の掲示場に掲示する等を具体的に定めればよい。

2. 相対的記載事項

主なものは、次のとおりである。

- (1) 総会に代わるべき総代会を設ける場合の総代の定数及び選挙に関する規定（農災29Ⅱ，Ⅲ，45）
 - (2) 役員任期についての定め（農災32Ⅰ）
 - (3) 組合員に対する2個以上の議決権及び選挙権の付与（農災17Ⅱ）
 - (4) 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使（農災18Ⅰ）
 - (5) 書面による議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法によってすること（農災18Ⅱ）
 - (6) 総会の決議を出席者の過半数によらないこととすること（農災44Ⅰ）
3. 任意的記載事項

この事項を定款に定めたときは、それが適法である限り、農業共済団体、組合員及び農業共済団体の機関を拘束することになる。

定 款 の 記 載 例

1 農業共済組合模範定款例

〇〇農業共済組合定款（抄）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この組合は、組合員が不慮の事故によって受けることのある損失を補填してその農業経営の安定を図るため、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき共済事業を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 この組合は、〇〇村（市区町）農業共済組合という。

（区 域）

第3条 この組合の区域は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（市区町）の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この組合の事務所は、〇〇県(都道府)〇〇郡〇〇村(市区町)に置く。

(事業)

第5条 この組合は、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) 農作物共済
- (2) 家畜共済
- (3) 果樹共済
- (4) 畑作物共済
- (5) 園芸施設共済
- (6) 任意共済(建物共済及び農機具共済に限る。)

(注) 法第85条第2項後段の規定により農作物共済を行わない組合にあつては第1号を、果樹共済を行わない組合にあつては第3号を、畑作物共済を行わない組合にあつては第4号を、園芸施設共済を行わない組合にあつては第5号を、任意共済の全部又は一部を行わない組合にあつては第6号中不要の部分を、それぞれ削除すること。

(事業年度)

第6条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(公告の方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の掲示板に掲示してする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は〇〇新聞に掲載するものとする。

第2章 組織

第1節 組合員

(組合員の資格)

第8条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者でこの組合の区域内に住所を有するもの(農業共済資格団体(法15条1項8号に規定する団体をいう。以下同じ。))にあつては、その構成員の全てがこの組合の区域内に住所を有するもの)とす

る。

- (1) 水稻，陸稻又は麦の耕作の業務を営む者（水稻，陸稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上である者に限る。）
- (2) 牛，馬又は豚につき養畜の業務を営む者
- (3) 果樹共済のうち収穫共済について共済規程に掲げる共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが30アール以上である者に限る。）
- (4) 果樹共済のうち樹体共済について共済規程に掲げる共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の樹体共済の共済目的の種類等（法第120条の6第6項の樹体共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが30アール以上である者に限る。）
- (5) 畑作物共済について共済規程に掲げる共済目的の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該農作物又は蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが30アール以上である者又は共済目的の種類等ごとの養蚕の掃立量のいずれかが0.25箱以上である者に限る。）
- (6) 園芸施設共済について共済規程に掲げる共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては，その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が5アール以上である者に限る。）
- (7) 建物又は農機具を所有する者で農業を営むもの

(注) 1. 第1号，第3号若しくは第4号，第5号又は第6号中「10アール」，「30アール」，「0.25箱」又は「5アール」とあるのは，それぞれ「10アール（北海

道にあっては、30アール)を下らず農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号。以下「令」という。)第1条の5第1項の規定により都道府県知事が定める農作物ごとの耕作面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内の面積」「5アールを下らず30アールを超えない範囲内の面積」「5アールを下らず30アールを超えない範囲内(北海道にあっては、30アールを下らず1ヘクタールを超えない範囲内)の面積」「0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内の挿立量」又は「2アールを下らず5アールを超えない範囲内の面積」に改めてよい。

2. 法第85条第2項の規定により共済事業の一部廃止を行う場合又は同項後段の規定により農作物共済自体を行わない場合であっても、第1号を置くこと。
3. 第3号及び第4号は、果樹共済を行う組合についての規定である。果樹共済を行わない組合又は収穫共済若しくは樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、これらの号を削る等、所要の修正をすること。
4. 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん又はぶどうをその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第3号中「栽培面積」の下に「(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培される○○の栽培面積にあっては、当該栽培面積に2を乗じて得た面積。次号において同じ。)」を加えること。
5. 第5号は、畑作物共済を行う組合についての規定である。畑作物共済において蚕繭を共済目的としない組合にあっては、この号中蚕繭に係る規定を削り、畑作物共済を行わない組合にあっては、この号を削る等、所要の修正をすること。
6. 第6号は、園芸施設共済を行う組合についての規定である。園芸施設共済を行わない組合にあっては、この号を削る等、所要の修正をすること。
7. 第7号は建物又は農機具を共済目的として任意共済を行う組合についての規定である。任意共済の全部又は一部を行わない組合にあっては、この号を削る等、所要の修正をすること。

(当然加入)

第9条 水稲、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者で前条の規定により組合員たる資格を有するものは、全てこの組合の組合員となる。ただし、その営む第1号から第3号までに掲げる農作物ごとの当該業務の規模が、いずれも当該各号に掲げる基準に達していない者については、この限りでない。

- | | |
|--------|-------|
| (1) 水稲 | ○○アール |
| (2) 陸稲 | ○○アール |

(3) 麦 ○○アール

- (注) 1. 法第85条第2項の規定により共済事業の一部廃止を行う場合にあっては、各号列記の部分中、共済目的の種類としないものを削る等、所要の修正をすること。
2. 各号列記の部分中「○○アール」には、当該組合の区域に適用される法第16条第1項ただし書の規定により都道府県知事が定めた基準を記入すること。

(任意加入)

第10条 第8条の規定により組合員たる資格を有する者は、申込みにより、この組合に加入することができる。ただし、この組合が正当な理由によりその加入を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の加入の申込みは、申込書を提出しなければならない。

3 第1項の規定により、この組合に加入の申込みをした者は、この組合がその者の申込みに対して承諾をした日の翌日からこの組合の組合員となる。

(組合員の議決権及び選挙権)

第11条 組合員は、各1個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

(注) 総代会を設けない組合にあっては、「並びに役員及び総代」とあるのは、「及び役員」とすること。

(組合員名簿)

第12条 この組合に、次の各号に掲げる事項を記載した組合員名簿を備える。

- (1) 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）及び住所（農業共済資格団体にあっては、その代表権を有する者の住所。以下同じ。）並びに次条第1項の通知があったときはその場所
- (2) 加入の年月日
- (3) 共済目的の種類（家畜共済にあっては法第115条第1項に規定する共済目的の種類を、園芸施設共済にあっては共済目的をいう。以